

建設環境委員会

令和4年6月20日（月）

午前10時00分～午後1時42分

議会第4会議室

【出席委員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】野中宣明委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】なし

【案 件】

・付託議案について（採決・まとめ）

○永渕委員長

ただいまから建設環境委員会を開催します。

なお、野中委員が欠席されるとの連絡が入っておりますので、報告いたします。

まず、当委員会に付託された請願について、委員間協議を行い、議論を深めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、委員間協議を行います。

この件について、御意見がある方は挙手をお願いいたします。

○平原委員

今回の請願の件について、請願者、紹介議員のほうから説明を受けたところではありますが、その後、委員の中では、この請願書というのが本当に請願に合っているのか、そぐわないのではないかというような御意見もありました。それで、私も町議のときからのお話をさせていただいたんですけれども、請願については憲法で認められていることでもありますし、かといって今後乱発するという可能性も秘めているのではないかなというふうに危惧いたしております。

そういった中で、現在の佐賀市議会の中でこの請願の取扱いについての規定というか、基準というか、そういうものが設けられていないので、今後の課題として、請願書の取扱いについては、議会として基準というか、規定というか、その辺についての議論を交わすと、議論するというのは必要ではないかなというふうに思います。形として、改革検討会になるか、どういう形になるか分かりませんが、そういったことで、今後の課題として請願書の取扱いについて議論するということが1つ必要ではないかなというふうに思います。

それともう一点は、建設に対する反対ではないということが明らかになったわけであり

ますので、その辺を踏まえて採決に臨みたいというふうに思います。以上です。

○永渕委員長

ほかに、この件について御意見がある方は挙手をお願いします。

○山田委員

私どもの会派の中では、歴史的景観を守るために高度地区の拡大の検討を求める請願書、この文言は非常に納得できるけれども、その中に、最後から2段目の、現在こうした背景を云々というところで、4,000人以上の反対署名が集まっているということで、これは建設に反対することではないと言いながらもこの文言は非常に紛らわしいということ、そういう意見が出ました。だから、請願書については、もうちょっとこの文面等も検討していただきたいという意見が大半を占めました。以上です。

○永渕委員長

この件について、ほかに御意見がある方は挙手をお願いします。

○山口委員

私どもも、再三この件に関しましては議論させていただきました。

そうした中で、まず、あくまでこのマンション建設に反対するものではないと言いながらも、はっきり言ってこのマンションの建設に伴った形で請願が出てきているということ。それと、これは6月17日の紹介議員に対しての質疑の中で、先ほど平原委員からも出ましたけれども、明らかにこの請願書の中に、中の橋小路をと明確にエリア指定されております。その文言が入っていると。そのことに対しては、まずはそこを先行して見直しをかけてほしいという意味合いであるということもはっきりおっしゃった。また、執行部からは、見直しに関しては最低でも1年は必要であるというような内容の話もあったところであります。

そうしたものを全て精査して、私どもとして、実は事務局のほうに前もって御相談しまして、この請願の在り方について、単純に採択、不採択というマルかバツしかないのかということで調査をかけました。それで、佐賀市議会がどうこうということではなくて、ほかの市町の事例等も踏まえて、幾つかのやり方があるというようなお話もいただきまして、私がまとめたところ、純然たる採択、純然たる不採択、それから、趣旨採択、一部採択、継続審査、継続審議といったほうがいいでしょうか、この5つぐらいのことが挙げられるということでありました。それぞれの言葉の中身に関して私なりに解釈したところでは、一部採択と継続審査というのは今回の分には似つかわしくない、ふさわしくないだろうというふうに思っております、請願書がきちんと出されておりますから。

そうした中で、うちの会派としていろいろ相談する中で、基本的には、趣旨採択ということも一つの選択肢ではないかと。これは、高度規制を含めた都市計画法の見直し自体に関しましてはあらかた共感できる部分はあると思いますが、先ほど言いましたように、あまりにも小さいエリアに限定した内容となっているということが挙げられます。ですから、その部分はやはりなかなか賛同することはできませんが、全体的な趣旨としてはどうだろうか

と。

それともう一つは、それも考えられるけれども、やはり請願書としてこれだけの文章が出ている限りは、我々は何をもって判断するのかということ、提案者の説明とかというのは後からつけたものであって、請願書の文章を一字一句しっかり精査しながら決めなければいけないということになって、どうしてもこの地区限定で見直しをかけると、検討しろということになります。そして、そういう内容であれば、残念ながら賛同することはできないというようなところで、正直申しましてうちとしても、まだしっかりと、議論がこれからもうしばらく必要ではないかなというような気もしているところであります。

ですから、採決の方法として、マル・バツ、もしくは先ほど言った趣旨採択も含めて委員長に提案させていただきたいのは、そういった意味での協議ということもお諮りできるのか、その辺も委員長にお諮りしたいところで、今日は持ってまいりました。以上です。

○永渕委員長

今、趣旨採択という点について御意見がありました。この件、後ほど整理しますので、この段階で、ほかに御意見をまだ取りたいと思います。ほかに御意見ありますでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかに御意見ないようですので、先ほど出た趣旨採択というお話についてです。

まず、こちらとしての考え方ですけれども、この段階で委員の方から出たことに対して少し休憩を取って話し合いたいということなのか、それとも、この趣旨採択に関してここで一旦このメンバーで決を採ってそれを取り扱いたいのか、いかがですかね。

○平原委員

今、趣旨採択という提案がありましたので、この件については私どもの会派に持ち帰って、少しばかりの時間が必要かと存じます。よろしくお願ひしたいと思います。

○山田委員

私も平原委員と全く同じ意見なんですけれども、まずそれは会派に持ち帰る。その前に、ほかの議案を採択した後に持ち帰るということはいかがでしょうか。

○永渕委員長

ほかの議案に関しては採択した後にという御意見であります。ほかの委員の皆さんはいかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

分かりました。

○山口委員

趣旨採択という内容で御提案させていただきましたけれども、1つ誤解のないように言いたいのは、私ども会派は趣旨採択でマルと決まったわけではございません。そういう方法もありますよということを御提案させていただいたということで申し添えていただきたい

と思います。

それと、趣旨採択という言葉自体が今回初めて出ておりますので、委員長、副委員長、また事務局のほうで、さっき言った趣旨採択とは、例えばでもいいので、どういうことがあるのかということをもし何か資料等でお分かりになれば、御説明いただきたいんですが。

○永渕委員長

先ほど山口委員から、どういうものなのかというお話がありましたが、今現在でお話しできることでまだ追加でもう少し知りたいということであれば、御説明するとして、今の段階での説明をさせていただきます。

まず、採択というものがあります。これは趣旨に妥当性があり、マル。実現性が高いという点で基本的な判断基準のお話ですね、実現性が高いということでのマル。

一部採択に関しては、求める内容が2件以上ある場合に限るんですけども、趣旨の一部に妥当性がありマル、実現性が高いという点でマル、これが一部採択。

先ほどから山口委員がおっしゃっている趣旨採択に関しましては、趣旨に妥当性はあるがというところはマル、実現性が低いという点に関してはバツ、ということでございます。これは、要は趣旨に賛同するんだよという意味での趣旨採択ということだと思います。

不採択というのは、趣旨に妥当性がなくバツ、実現性が低いということでバツということで、継続審査は、なお審査の調査、検討が必要で、会期中に結論が出せないということですね。

今、この5択があったうちで、山口委員からは趣旨採択と決めたわけじゃないけど、そういうのもあるよということをお見知りおきをということでおっしゃったということで、今手元にある資料で御説明しました。何かまだもっと補足で資料とか、そういうのは必要でしょうか。よろしいですか。

○西岡義広委員

山口委員からも出たんですが、基本的に、文言を修正とかなんとかという形はできないんですよ、請願は。そいけん、こんなに議員をさせていただいたのに、趣旨採択とかなんとか初めて耳にしたもんですから、山口委員もおっしゃられたんですが、今までの歴史ある佐賀市議会ですらそういう部分があるのか。また、佐賀市と類似市についてもそういう部分があるのか、ちょこっと時間かけてもいいから、事務局長を通じながらその辺調査してくれないと、趣旨採択という部分が非常に理解できないというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

○永渕委員長

西岡義広委員からは、先ほど説明資料で読みましたけど、佐賀市議会としてはいかがかというところをもう少し知りたいということですけど、少し時間を取ってそういうのを整理して、皆さんにお見せする時間をつくりませんか。この後お時間よろしいですか。今、西岡義広委員の御意見に対しては、ほかの委員はいかがですか。

では、少しまだ協議中ですので、事務局とこの後話し合っ、今の段階で早めに御準備できそうなものがあればということで考えたいと思います。

それでは、先ほどのお話に関しては請願以外についてはということで、これは皆さん御同意いただいておりますので、そちらのほうに行きたいと思います。

○山田委員

先ほど委員長が読まれたペーパーをもし頂けるようであれば、頂きたいと思います。

○永渕委員長

先ほど読んだペーパーをということで皆さんのお手元に配付したいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、請願以外に関してこれから採決に移りたいと思います。

それでは今回、当委員会に付託されました請願以外の議案について、反対意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対ないようでございますので、請願以外の議案について一括して簡易採決を行いたいのと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということで、簡易採決します。

お諮りいたします。当委員会に付託された第35号、第39号、第40号、第44号、第45号議案について、可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、当委員会に付託された全ての議案について可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された請願以外についての議案採決は終了いたしました。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。

こちらからお声がけさせていただきます。

◎午前10時15分～午前11時49分 休憩

○永渕委員長

おそろいのようなので、建設環境委員会を再開いたします。

まず、先ほど西岡義広委員のほうより、各自治体の状況や佐賀市議会はどうなっているかというお話がありました。これは趣旨採択に関してでございます。その件に関して資料をそろえさせていただきましたので、申し訳ありませんが、まずその資料の説明を事務局のほうから説明させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、さきに趣旨採択というお声をいただいておりますので、その分についてちょっ

と重複するかもしれませんが、簡単に概要を説明させていただきたいと思います。

趣旨採択の意味としましては、請願の趣旨には賛同するものの、それを採択するには問題がある場合ですとか、かといって、不採択とするにもしのびないような状況にあるときに趣旨採択をとという形を取り、請願者の訴えに理解を示すというようなものが、趣旨採択です。

机上に配らせていただいているもので、まずは、全国市議会議長会の実態調査の結果をお配りしております。令和3年度のものなんですけれども、1枚開けていただいたら、請願の処理状況というふうなことがまとめられています。全市の中で、請願が出た分の合計が一番右下の2,615、うち趣旨採択としてまとめられているものが61あります。約2%程度。また、20万人から30万人の市においては合計が213、うち趣旨採択が5件で、恐らくこれが大体7%程度となっています。

資料をもう一つ見ていただいたら、A4の紙1枚なんですけれども、こちらが趣旨採択に至った委員会ですとか、定例会の会議録になっています。上が静岡県の掛川市、下の方が茨城県の行方市というところで、冒頭を御覧になられたら、趣旨採択の概要として、採択するには問題があるけれども、不採択とするにもしのびないというようなところで話をされて、趣旨採択を決定されている様子が書かれています。以上です。

○永瀧委員長

資料の説明が終わりました。趣旨採択という御提案も委員の皆さんから出た折でございまして、一旦休憩時間にいろいろお話しする、いろいろまとめもあられたかもしれません。そういう意味で御意見を求めたいと思います。

どなたか、この趣旨採択に関しまして御意見はないでしょうか。自由民主党は、一応振られたところでよろしいですか。よければ、各委員いろんな御意見を共有したい部分で、趣旨採択に関して御意見をいただければと思います。

○西岡義広委員

まだ読んでいるところなんですけど、こういうことがあるんだねということで、そういう状況です、今。その趣旨採択のことについてですね。

○永瀧委員長

緑楠自民からの御意見もあったということなんですけれども、ネットワーク佐賀にこの件に関して少し御意見をいただければと思います。

○山田議員

私どもの会派では、採択、一部採択ありますけれども、その点について、このことをよく見させていただいて、私どもは話をしたところです。

○永瀧委員長

分かりました。

まず、説明を読んでいただくのと、この採択のやり方に関しましてですが、どうしま

しょうかね、資料を見たところなんですけれども、もう一度、休憩を取りますかね。それとも、1回熟読されたほうがいいですか。緑楠自民、何か御意見。

○川原田委員

こういうことについては、まだ自由民主党は全然話をされとらんということですかね。今、会派の会議をしよんさったと思いますけれども、そういうのを含めて例えば、うちの代表がこういうこともあり得るということで御説明申し上げたと思うんですけれども、それについては一切まだ会議もされていないということですか。

○平原委員

途中休憩をいただいて会派会議をさせていただいたこと、感謝申し上げたいと思います。会派の中で協議、議論はしておりますけれども、今回のこの請願書を提出した我が会派としては採択の方向でお願いしたいということでございます。正式に趣旨採択という提案があれば、また会派の中で協議する必要があるだろうというふうな認識でございます。

○川原田委員

ぜひ正式にということは、うちの代表からあるとは思いますが、これは提案者の聞き取りあたりからずっと——これは私の意見ですけれども、一貫して申し上げてきました。やはりこれは何だかんだいったって請願にはマッチしないよと。というのは、ほんの一部の方たちだけ、一部の地域だけ、こういうのは請願として取り上げるべきではないということをずっと私は言ってまいりました。だから、今でもその気持ちは変わりません。ただ、やり取りする中で、趣旨についてはある程度理解できるなど、こういうところにマンションがぼんぼん建ったら大変だなと。じゃ、それについてはある程度理解することも大事ではないかということでうちの代表がいろんところで調べて、こういうこともありますけど、いかがでしょうかということで会派の中で話をしていますけれども、その辺は我々も趣旨については十分理解できる。それから、住民の皆さんのおっしゃることも理解ができる。だから、そういうところでこれは簡単にマルかバツかと判断すべきではないのかなということで、うちでもずっと議論してきております。そういう点で、ただ単に今、平原委員言われるように、これはうちから出ているからマルにしてくださいとか、これはそういう問題ではないと、請願というものをしっかり考えてもらいたい、このように私は思っているわけですよ。

ですから、繰り返しになりますが、住民の方がおっしゃることは十分理解できますが、あの辺にどんどんマンションが建ったら大変だなというのは十分理解できますし、環境を阻害することも考えられます。だから、そういうおっしゃることについては分かるものですから、何か代用方法はないのかということで、あらゆるところで調べてもらって、こういうこともありますよということで、うちは会派の中で真剣に議論してきているところなんですよ。その辺、十分御理解していただければなど。何が何でもうちは、いや、こがんとは駄目と、何も考えないで請願にマッチしないから駄目なんだということを言っている

わけじゃないんです。住民の方がおっしゃることも十分理解できると。ただ、これは佐賀市議会が受け取る請願としてそぐうのか、そぐわないのかという質問をされたときには、私はそぐわないというふうに思うわけです。

例えば、これは自分のところの話をしませけれども、うちに好生館が来たときに、町の人たちは、せっかく好生館が来たんだから、ここの市街化調整区域を外して市街化区域にして、どんどん建物が建つようにしてくれと、そういう請願を出したいんだがという話があったんだけど、まず、そういうことは請願としてそぐいませんということで、私はきちっと断っているんですね。そういうことができるわけがない。うちの人間だけ、嘉瀬地区に好生館が来たからここを市街化調整区域から市街化区域に変えろと、そんな請願は駄目ですということで住民の皆さんに——納得しているか納得していないか分かりませんが、多分こういうことは佐賀市議会としては受け付けられませんということを選びしと私は言っています。以上です。

○山口委員

先ほど平原委員のほうから、改めて正式な形で趣旨請願という提案があればというお話があったんですが、私は休憩の前に、正式な形で提案させていただいているつもりでした。ただ、その場ではまだ会派内で、マルだとか、バツだとか、趣旨請願だとかというような採決に結びつくような発言というものはしておりません。ただ、趣旨採択という選択もありますよということで正式に提案させていただいたつもりでありますので、そういった意味で、自由民主党会派の中でまだきちとしたお話ができてないということであれば、それはまた持ち帰っていただいて、正式にやっていただく必要があるんじゃないか。

今ここで私が申し上げるのは、我々、緑楠自民は、趣旨採択で決まっておりますなどということは一切申し上げられません。今の段階ではあくまで提案させていただいたという立場、それだけです。以上です。

○永渕委員長

分かりました。

○平原委員

承知しました。それでは申し訳ございません。できるだけ時間を取らないようにしますので、しばらく休憩をいただいてよろしいでしょうか。会派に持ち帰って協議します。

○永渕委員長

今、平原委員より、持ち帰って協議するというものでありますけれども、休憩をもう一回取りたいと思います。よろしいでしょうか。

○山田委員

確認させてください。緑楠自民から趣旨採択という方法もありますよという御提案が今あったんですけれども、これは今度の休憩後、趣旨採択に賛成かどうかということをお聞きしたいです。

○永渕委員長

御説明させていただきます。この趣旨採択に関しましては、各委員どなたでもあれなんです、どなたかが趣旨採択というやり方を選択したいという御発言があれば、その段階で選択肢のほうに加えられるというようになります。ですので、その場で協議というのではなくて、この次の会議でどなたかがこれはそういう方針でいきたいという発言をされれば採択の選択肢として出てくるということになりますので、今度、冒頭まず最初に、どなたかから御発言を求めることになるんだと思います。それを皆さんまとめていただくことになると思います。

○山田委員

分かりました。

○永渕委員長

事務局から、資料説明の少し足りない部分があったということで、それだけ説明させていただきます。

○事務局

先ほど事務局のほうから、趣旨採択の趣旨について再度説明いたしましたけれども、表現的に適切でないところがありましたので、訂正というか、再度説明させていただきます。

皆様にさきにお配りしました請願の審査結果の種類と判断基準という表に記載しておりますけれども、趣旨採択というのは、趣旨には妥当性があり、その部分は賛成できるけれども、実現性が低いということで全面的には採択には該当しないというような意味合いでございます。実現性が低い、もしくは実現性がないとか、そういったことでの意味合いでございますので、よろしくお願いします。

○永渕委員長

説明、以上ですかね。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、休憩に入りたいと思います。

◎午後0時02分～午後1時04分 休憩

○永渕委員長

それでは、建設環境委員会を再開いたします。

休憩を取る以前に、まず、事務的な説明と趣旨採択に関する意見交換などを行いました。その際に、少し休憩をとということで休憩となっているわけですが、この件に関して、また御意見等を各委員から取りたいと思います。どなたか御意見ありますでしょうか。休憩後の話に関して自由民主党から何か、どういうお話し合いがされたか、御説明できますでしょうか。

○平原委員

会派の中で、休憩前までの報告をしております。その中では、趣旨採択の正式な発言と

いうことは聞いておりませんので、今後、今からの協議の中で、その文言が出てくるとは思われますというところでした。それで、今の段階では、自由民主党としてはスタンスは変わりませんが、皆様方の御意見を聞いて最終的な判断をしたいというふうに思っております。以上です。

○永渕委員長

そういうことで、皆さんの御意見をもう少し聞かせていただきたいということで今、会議を終えているという状況です。

ほかに、1時間ほどありました、緑楠自民、またネットワーク佐賀、この間でまとめられた御意見とか、何か考えとか、出てきている部分とかあれば教えていただきたいんですけども。

○山口委員

趣旨採択ということについては、そういうふうな方法もありますよということで御提案させていただいた立場であります。ただ、私どもとしても、だからといってそこでというふうな結論はまだ出ていないということでお話をさせていただきましたが、議論も大分長引いておりますので、私どもからは、趣旨採択というものを採決の中でぜひお諮りいただきたいと、これは正式に申し上げたいと思います。以上です。

○永渕委員長

緑楠自民の山口委員より、この件に関して正式にお諮りしたいという御意見がございました。通常はその段階で採決という形に移っていくわけなんですけど、委員会しておりますので、その前にそれぞれ御意見もあるかもしれません。何か御意見とか、この件に関して。

○平原委員

ただいま緑楠自民のほうから正式に趣旨採択の御提案がありましたので、これを受けて、一旦休憩を挟んでお願いしたいと思います。すぐさま会派で協議いたします。

○永渕委員長

ありがとうございます。休憩という御発言がありましたけれども、山口委員、提案理由の説明は参考に持って帰って、それもまた協議に入ると思うので、どういうことでの提案理由か、再度お願いしてよろしいでしょうか。

○山口委員

当初、私どもが申し上げておりましたように、本来、請願という、この思い、議題として預かった以上は、基本的にはマルかバツ、採択か不採択という話になるのではなかろうかということで、最初のスタートが私どもはそうでした。ただ、事務局でいろいろ調べてもらったりしながら、先ほどお示しいただいた5つの採択の方法があるということで、私どもは事前にこの情報は知っておりました。

そういった中で、我々の中でいろいろ検討したところ、この請願書の中に、紹介議員か

らの口頭での御報告、説明もいろいろありましたけれども、我々議会がこの可否について判断する際は、あくまで出されたこの請願書の中身を一字一句しっかりと読ませていただいて判断材料とするしか、この請願書の文章しかありません。その中で、一番最後のほうに3行ありますが、「都市計画法に基づく高度地区の規制区域拡大地区としての早急な検討をお願いいたしたく」ということで締めてございますが、この分に関しましては、今後こういった高層マンション等が佐賀市内であちこち、もし乱立するようなことがあれば、確かに形成景観等に対しても、今後やはり危惧しなければならない。また、地域の住民の方々のことも考えれば、なかなかそれはよろしくないだろうと。ただし、その趣旨は分かるものの——今回のこの請願書の中身では、中の橋小路をと明確にその文言が入っております。本当にその小さな範囲でこの請願を採択とした場合は、やはり今後のことも我々は考えた上で、できれば、せっかくの機会だから、佐賀市内の中で、この前の説明によると10メートル、15メートルの高度地区はいろいろありますが、今回議論するところはもう少し広い範囲で、ここに絞った限りじゃなくて、広い範囲で議論を進めるべきであろうという結論に達しまして、趣旨自体は賛同はできると。しかし、この文言にある、この地区限定ということに関しては賛同できないという結論になりましたものですから、再三検討した結果、趣旨採択という方法があるのであれば、それを今回、我々から提案させていただいていいのではなかろうかということで結論に至りました。以上です。

○永渕委員長

改めての御説明ありがとうございました。

それでは、これで休憩に入りたいと思います。

そしたら休憩時間の目安を確認したほうがいいということなんですけど、自由民主党のほうから。

○西岡義広委員

一生懸命議論させていただきますが、30分めどに、いかがでしょうか。

○永渕委員長

30分めどにということで、皆さんいかがでしょうか。

○西岡義広委員

30分間、時間いただきたいと。

○永渕委員長

30分間、時間いただきたいということで、ほかの委員よろしいでしょうか。

○山田委員

確認ですけど、私、最後に、今度集まるときに趣旨採択するのかどうかという決を取るということだったと思うんですよ。それも含めて私の中では、山口委員は趣旨採択の提案理由というのはされたと思うんですよ、今、前したばってんなという言葉が出たんですけど。だから、また持ち帰るとかじゃなくて、私はそのときに言っていたので、自由民主

党派の皆さんにはそこも含めて話し合っていたいただきたいと思います。

○平原委員

山口委員の御説明の中で、趣旨採択の御提案があったというような受け止め方が、我々としては、ニュアンスが若干違っていたということにつきましてはおわびを申し上げたいと思います。できるだけ早く結論を出しますので、今回まではお願いしたいと思います。

○山田委員

こういうことの繰り返しは避けていただきたいと思います。この後もまた特別委員会もありますので、そういうことも含めて言ったつもりです。

○永渕委員長

それでは、休憩に入ります。1時40分再開です。

◎午後1時13分～午後1時38分 休憩

○永渕委員長

おそろいになりました。時間より2分ほど早いですが、再開してよろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、建設環境委員会を再開いたします。

請願の採決のみ残している状況です。先ほどは提案理由説明もございました。委員会としましては、採決から諮っていききたいと、そのように考えています。

それでは、先ほど山口委員より出されました趣旨採択、これからお諮りしたいと、そのように考えています。

それでは、趣旨採択についてお諮りいたします。本請願について、趣旨採択とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全会一致ということになりました。よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された請願の採決を終了いたします。

議事続きます。お待ちください。

次に、本会議での委員長報告はいかがいたしましょうか。

(「任せます」と呼ぶ者あり)

分かりました。それでは、委員長報告は正副委員長一任ということで、こちらのほうはしっかり検討させていただきます。議論もありました。

続いて、議会報告会についてでございます。

議会報告会の第2部の報告書、こちらを委員の方より作成していただいております。タブレットの04常任委員会、そして04の建設環境、04のその他、最後に、令和4年議会報告会というフォルダを掲載しております。各委員におかれましては、内容を御確認いただきまして、今後の議案審査等の参考にしていただくとともに、委員会として取り上げたほうがよ

いと思われる場合は、後日でも構いませんので、委員長まで連絡していただきたいと思
います。

最後に、委員会……

○久米勝也副委員長

すみません、今の議会報告会の2ページ目の水道料金と排水料が同じではないかと、領収
書はですね。最後に意見等が出まして、本庄の自治会の会長と少し話をして、どういう趣
旨というか、やりたいのかを私のほうで少し調べてみて、私のほうで個人的にお預かりさ
せていただいて、もし委員会、議会で何かしてくれということであれば、また御報告しま
すが、個人的に調べてということであれば私のほうで受けさせていただきたいと思いま
すけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永渕委員長

異議なしですかね。副委員長ありがとうございます。

それでは、字句整理の件でございまして、最後に、委員会の会議録が公開されることに
伴いまして、委員会における字句、数字、そのほかの整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字、そのほかの整理については、委員長に
委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございまして、委員長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして建設環境委員会を終了いたします。

令和 年 月 日

建設環境委員長 永 渕 史 孝